

横浜市小規模保育モデル事業整備補助金交付要綱

制 定 平成 25 年 12 月 20 日 こ保整第 991 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市小規模保育モデル事業設置認定要綱（平成 25 年 12 月 20 日こ保整第 988 号。以下「設置認定要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する小規模保育モデル事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で建築物の改修等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、小規模保育モデル事業を実施するために既存の建築物の改修等（改修及び設備整備をいう。以下同じ。）を行う者で法人格を有するもの（保育施設を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができると見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人をいう。以下同じ。）は補助の対象としない。

3 対象者が整備する小規模保育モデル事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- （1）定員は、10 人以上 19 人以下であること。
- （2）設備及び運営に関し、設置認定要綱に適合するものであること。
- （3）認定の日から 10 年以上継続して運営が確保できるもの。
- （4）施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。

（対象経費等）

第 3 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、既存の建築物の改修等に必要な経費及び前条第 3 項に定める基準を満たすために必要な設備の整備に係る費用とし、次に掲げる費用は含まないものとする。また、備品費については別の定めによるものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
- （3）設計費及び工事監理費
- （4）保証金等の預かり金
- （5）その他整備として適当と認められないもの

2 既存の建築物の改修等を行う場合に限り、前項に定めるもののほか、補助対象事業の工事契約締結後、工事着工の日から開所日の前日までの賃借料及び礼金等（敷金、保証金は除く）は補助対象経費とする。ただし、礼金等に関しては賃借料の 6 か月分を上限とする。

3 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象経費は、横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会で補助金交付等対象団体に決定したものに限る。

(事業計画書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けて新たに小規模保育モデル事業を実施しようとする者は、設置認定要綱第5条に定める「横浜市小規模保育モデル事業 認定申込書」にあわせ、事業計画書等の必要な書類を添付し、市長が指定した期日までに、提出するものとする。

(補助の内示)

第5条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会で審査の上、補助の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市小規模保育モデル事業整備補助金交付申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助予定金額を決定し、決定内容及び交付条件を横浜市小規模保育モデル事業整備補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の額は、第3条第1項に規定する補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額の上限は別表1のとおりとする。また、同条第2項に規定する補助対象経費の額については、その額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額の上限は別表2のとおりとする。いずれも1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、横浜市小規模保育モデル事業整備補助事業実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書については、第16条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3

号及び第5号に規定する書類とする。

- 4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 5 市長は、第1項の事業実績の報告を受けたときは実地検査を行い、適正であると認めるときは第7条の規定により決定した交付予定金額を、交付予定金額を修正する必要があると認めるときは修正した金額を交付決定額として、横浜市小規模保育モデル事業整備補助金額確定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出及び調査）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）工事に着手したとき。
- （2）工事を完了したとき。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）不正な手段を持って補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の交付条件に違反したとき
- （3）施設において、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- （4）施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- （5）暴力団経営支配法人等であるとき。
- （6）その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第13条 市長は、必要に応じ、申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第14条 補助金規則第24条第2号の規定により市長が必要と認める場合は民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱の対象となる補助事業とする。

（財産処分の制限）

第15条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第16条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を10年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

別表1 (第7条第2項)

定員	補助限度額上限 (千円未満切捨て)
10人以上 14人以下	750万円 (1,000万円×3/4)
15人以上 19人以下	1,500万円 (2,000万円×3/4)

別表2 (第7条第2項)

	補助限度額上限 (千円未満切捨て)
月額賃借料	22万5千円 (30万円×3/4)
礼金等 (敷金・保証金除く)	22万5千円 (30万円×3/4) × 6か月分

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、実日数にて日割計算する。